● 広告の概要

・ 申請者が広告主となり、公用封筒に広告を掲載しようとする広告掲載希望者を募集 し、その後広告を掲載した公用封筒を申請者が印刷し、市に対し無償で提供していただ く形の広告です

● 公用封筒とは

- ・ 公用封筒は、市からのお知らせや通知などの目的で、主に市内の住民や企業に発送されるものです。
- 申請から提供までの流れ
 - ① 申請者が広告掲載申込書を市に提出



② 市が内容を審査し、結果を広告掲載決定(却下)通知書により申込者に通知



③ 提供する公用封筒の規格、枚数その他必要な事項について市と協定を締結



④ 申請者が広告主として広告掲載希望者を募集



⑤ 募集終了後、広告内容等について市と協議



⑥ 広告内容等について市が承諾後、公用封筒を印刷し市に無償提供 **※印刷は市内の業者により行っていただくことになりますので、ご注意ください。**

- 申請することができる方
 - ・ 市町村税を滞納していない方
- 申請時に提出するもの
 - · 広告掲載申込書
 - 市町村税の納税証明書(完納証明書)
 - ※ 申請書は市ホームページよりダウンロードしてください。
 - ※ 都税事務所若しくは市区町村役場で発行する「法人(個人)市町村民税」の納税 証明書です。税務署の発行する「法人税」の納税証明書ではありません。

● 申請時期

• 随 時

● 掲載料

・ 無償で公用封筒を提供していただく形の広告のため、市への掲載料はありません。

● 掲載期間

- ・ 提供していただいた公用封筒の使用が終了するまで。
 - ※ 長3号封筒の年間使用数は約50,000枚となっています。
 - ※ 角2号封筒の年間使用数は約10,000枚となっています。

公用封筒の規格

- 長3号封筒
- 角 2 号封筒

● 広告の掲載基準

- ・ 掲載できる広告は、市民の生活に関連したものであって、次のいずれにも該当しない ものとなります。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に規定する営業(食堂又はレストランで専ら飲食をさせる営業を除く。)に該当するもの
 - (3) 政治又は宗教活動に関するもの
 - (4) 個人、団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

● 広告掲載の優先順位

- ・ 応募された広告が複数あった場合の優先順位は、次に掲げる順位によるものとしてく ださい。
 - (1) 第1順位 市内に事業所等を有するものの広告
 - (2) 第2順位 市外に事業所等を有するものの広告

● 申請書提出先

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

総務部財政課契約管財係

TEL 0124-27-7850 (直通)

E-mail: kanzai@city.ashibetsu.hokkaido.jp

※ 詳しい内容につきましてはホームページに掲載しております「芦別市有料広告掲載に 関する取扱規則」に記載されていますので、申請前に一度ご確認ください。